

素案

# 千代田町障がい者福祉計画

---

第7期障がい福祉計画(案)

第3期障がい児福祉計画(案)

---

令和6年1月時点

千代田町



# 目次

---

<b>第1部 計画の基本方向</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の対象 .....	3
4 計画の期間 .....	3
5 計画の策定体制 .....	4
6 計画の推進 .....	5
第2章 障がい者を取り巻く現状 .....	6
1 千代田町の概況 .....	6
2 千代田町の障がい者の現状 .....	8
第3章 障がい者計画の基本的な考え方 .....	11
1 計画の基本理念 .....	11
2 計画の基本目標 .....	12
3 施策体系 .....	13
<b>第2部 障がい福祉計画、障がい児福祉計画</b> .....	<b>14</b>
第1章 第7期障がい福祉計画 .....	14
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要と基本方針 .....	14
2 第6期障がい福祉計画の成果目標 .....	16
3 第7期障がい福祉計画の成果目標 .....	18
4 自立支援給付サービスの推進 .....	20
5 地域生活支援事業の推進 .....	27
第2章 第3期障がい児福祉計画 .....	32
1 第2期障がい児福祉計画の成果目標 .....	32
2 第3期障がい児福祉計画の成果目標 .....	33
2 障がい児福祉サービスの推進 .....	34
<b>資料編</b> .....	<b>36</b>



# 第1部 計画の基本方向

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景

障がいのある方を取り巻く状況は変化しており、障がいのある方の高齢化、高齢になってからの障がいの発症、障がいの重度化、多様化、障がいのある方を支える家族の高齢化や親亡き後の暮らしなど、多くの課題が見受けられるようになってきました。また、社会生活が複雑化してくる中、心の健康やストレスの問題をはじめ、自閉症や発達障がいなど、新たな課題が表面化しており、障がいのある方の生活環境や求められるサービス・支援のあり方が課題となっています。

そのような中、障がいのある方を取り巻く制度や法律等も変化しています。近年の動きとしては、「障害者差別解消法(略称)」が平成28年度より施行されるとともに、「障害者雇用促進法(略称)」の改正等により障がい者施策の実効性が図られました。また、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応すること等を定める「障害児福祉計画」の策定を義務付けた児童福祉法が平成30年4月から施行されました。

さらに、令和4年には「障害者基本計画(第5次)」(計画期間：令和5～9年度)が策定され、共生社会の実現に向け、障がいのある方が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある方の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを基本理念としています。

令和6年4月からは、障がいのある方等が希望する生活を実現できることを目指した「改正障害者総合支援法」や、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供を義務付ける「改正障害者差別解消法」が施行され、障がい福祉施策の充実が図られます。

本町では、「第4期千代田町障がい者計画」「第6期千代田町障がい福祉計画」「第2期千代田町障がい児福祉計画」を令和3年3月に策定し、障がい福祉施策に取り組んでいましたが、計画期間が終了することから、国の動向や障がいのある方の取り巻く状況の変化を考慮し、障がい者福祉を推進するため、令和6年度を初年度とする「第7期千代田町障がい福祉計画」「第3期千代田町障がい児福祉計画」を一体的に策定し、推進します。

## 2 計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

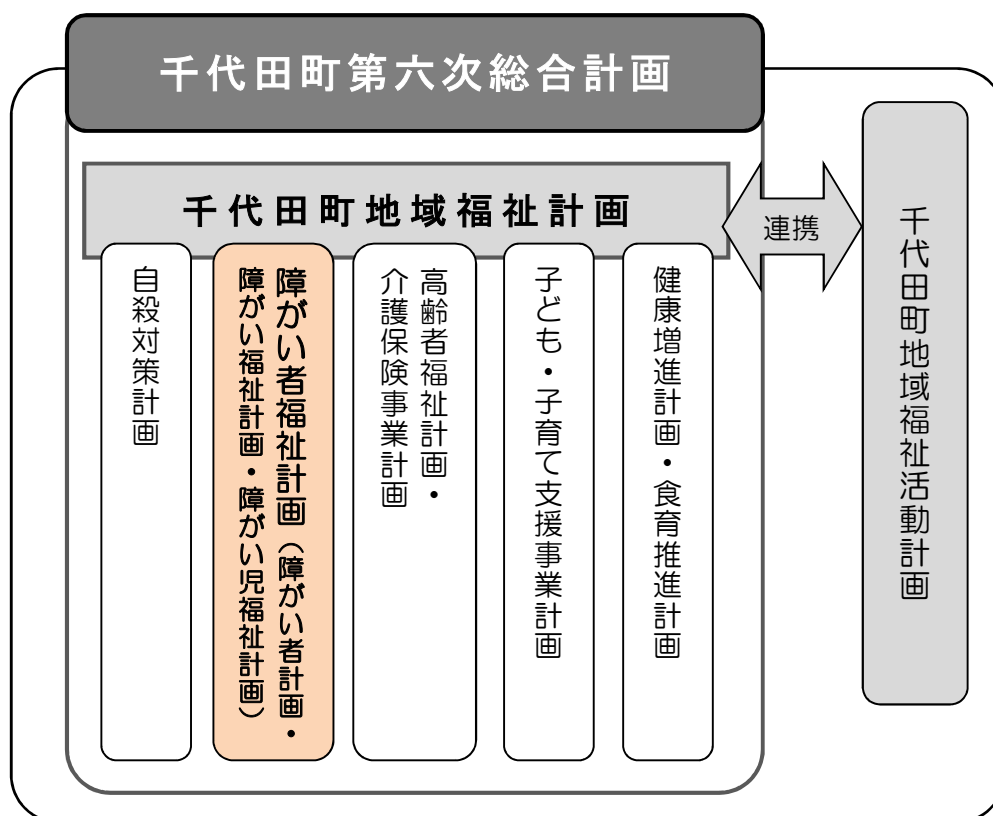
本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に基づき、障がい者のための地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するものです。

### (2) 各種計画における位置付け

本計画は、本町のまちづくりの基本計画である「千代田町第六次総合計画」及び「千代田町第2期地域福祉計画」を上位計画とし、障がい者福祉施策と障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスを一体的に推進するための計画です。

また、「千代田町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「子ども・子育て支援事業計画」など、本町の関連諸計画や、県の関連計画との整合を図りつつ策定しています。

#### ■ 計画の位置付け



### 3 計画の対象

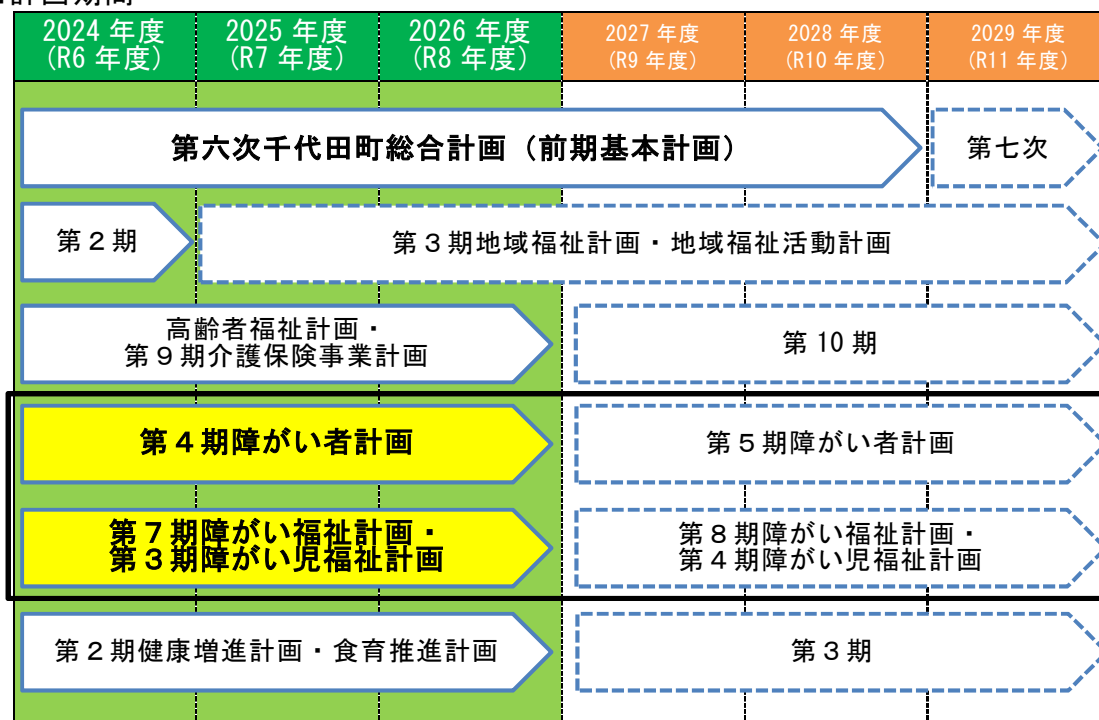
本計画では、改正障害者基本法に基づき、障がい者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、高次脳機能障がい者や難病患者等も含むこととします。また、共生の観点から住民全体を対象とします。

### 4 計画の期間

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、第4期障がい者計画の期間は令和3年度から令和8年度までの6年間となっています。

なお、国の方針等に従い、計画期間中に必要に応じて見直しを行うことができるものとします。

#### ■ 計画期間



## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、パブリックコメントの実施等により、本町の障がい者施策に関する現状や意見等を把握しました。

### ①パブリックコメントの実施

障がい福祉計画（案）について、広く住民から意見を求めるため、パブリックコメントを令和6年2月に実施しました。



## 6 計画の推進

### (1) 計画の推進

本計画の推進にあたっては、行政、地域・家庭・学校、障がい者団体・障がい福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれ適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進める必要があります。

#### ①町の役割

- ・地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がい者等のニーズの把握に努めるとともに、国、県、近隣市町等と連携して、地域の実情に合った施策の推進を図ります。
- ・町は、障がい者福祉施策の総合的な推進のため、関係課及び全庁的な調整を図ります。

#### ②地域・家庭・学校の役割

- ・地域や家庭、学校等で、障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、地域でともに支え合いながら暮らしていける環境づくりを進めます。

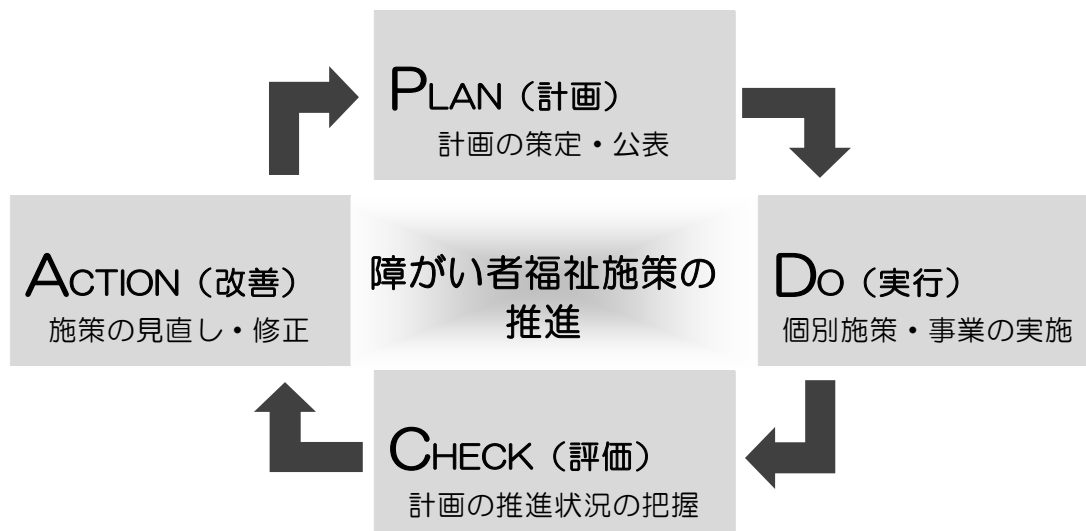
#### ③障がい者団体・障がい福祉サービス提供事業所・企業等の役割

- ・障がい者団体は、地域と関わりを持ちながら多様な社会参加活動への参画、自主的な活動の展開を図ります。
- ・障がい福祉サービス提供事業所は、町及び地域自立支援協議会等と連携して、障がい福祉サービスの充実を図り、障がいのある方の生活支援に努めます。
- ・町内にある企業・事業所として、地域貢献の視点をもった取組を推進するとともに、障がい者の雇用の促進、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

### (2) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」に基づき、定期的に計画の全体的な実施状況について進行管理に努めます。

#### ■PDCAサイクルのイメージ



## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1 千代田町の概況

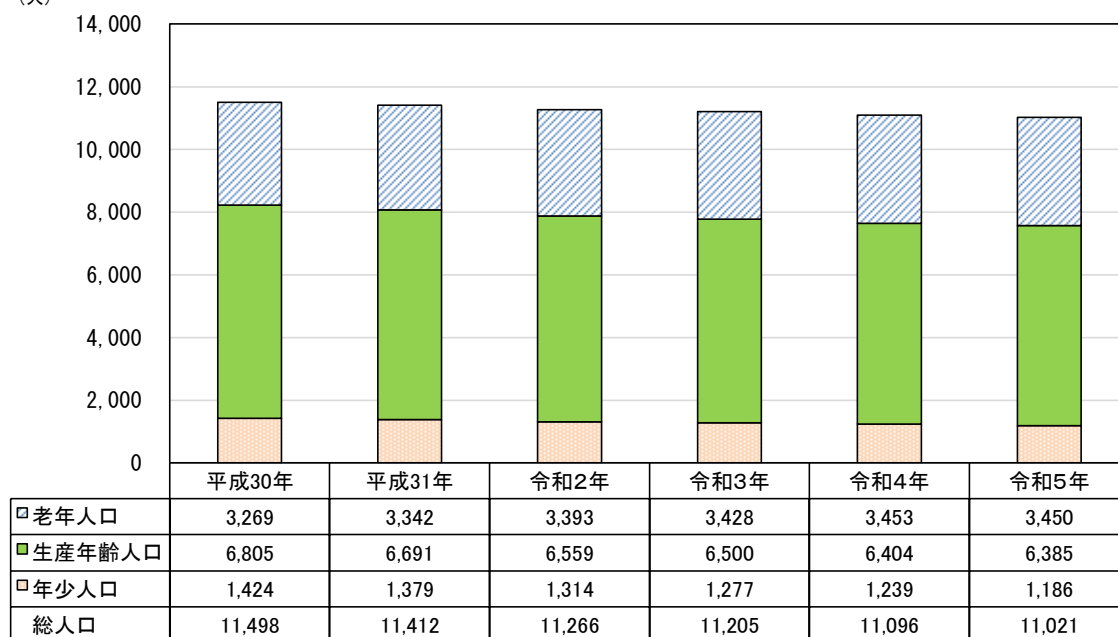
#### (1) 人口及び世帯

総人口は平成30年の11,498人から令和5年は11,021人と減少していますが、老年人口は令和4年まで増加していました。

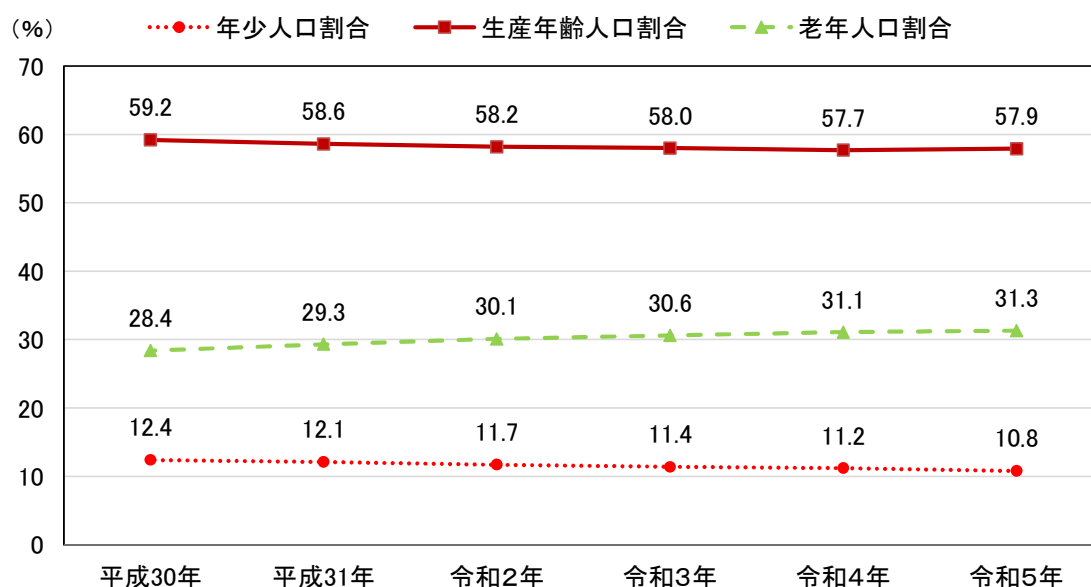
年齢構成では、生産年齢人口割合は令和5年では57.9%となっています。老年人口割合は平成30年の28.4%から増加傾向で推移し、令和5年は31.3%となっています。

#### ■総人口の推移

(人)



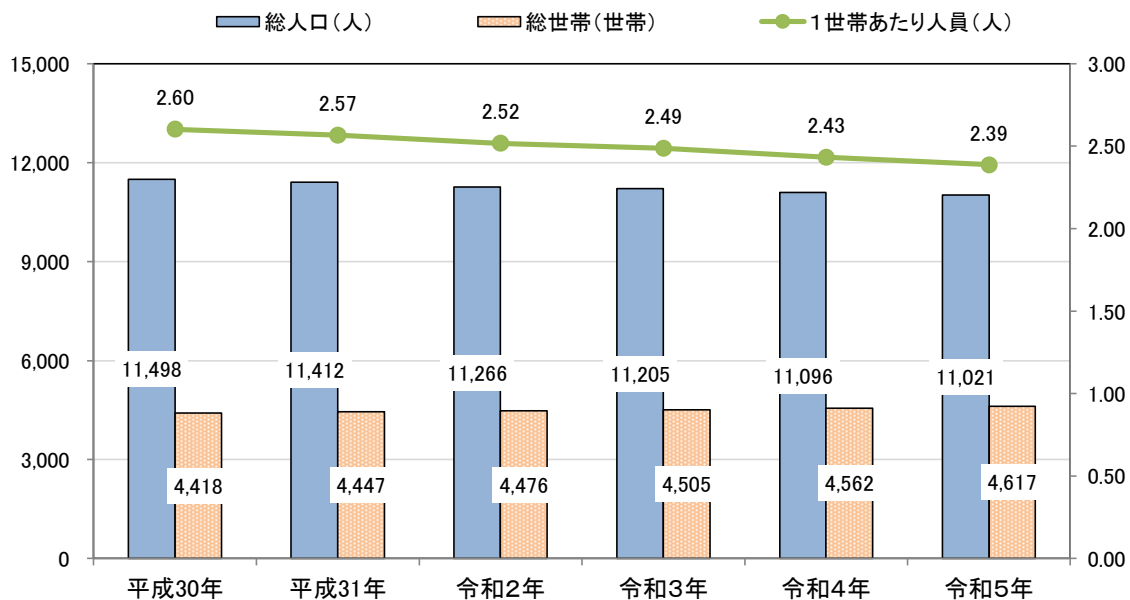
(%)



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

世帯数は、平成30年の4,418世帯から増加し、令和5年は4,617世帯となっています。また、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、令和5年は2.39人となっています。

■ 総人口、世帯数、平均世帯人数の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

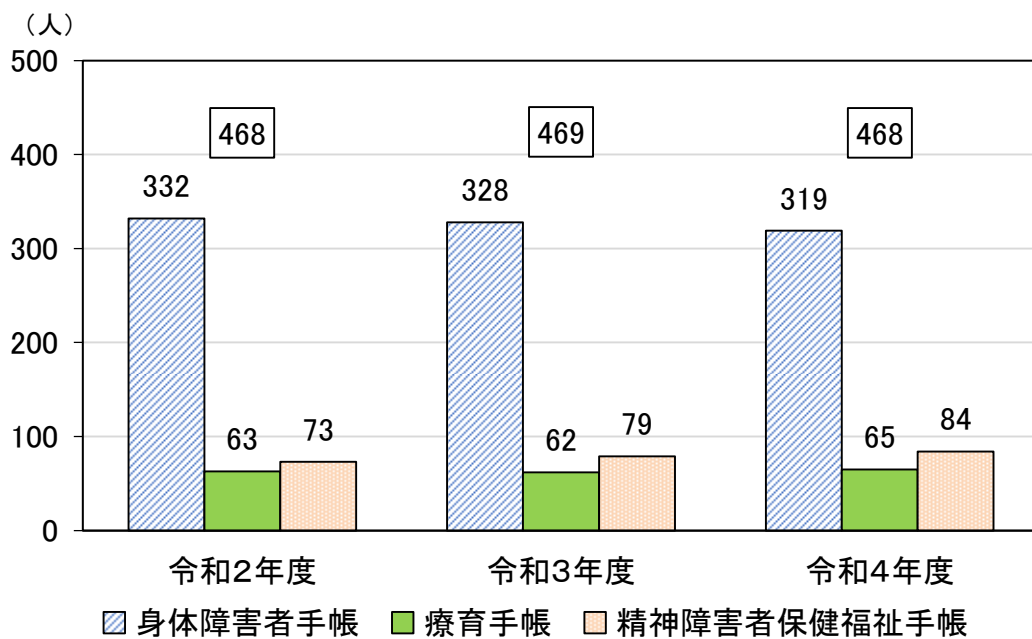
## 2 千代田町の障がい者の現状

### (1) 障害者手帳交付状況

本町の各障害者手帳交付者の推移では、各年度増減を繰り返しながら推移しており、令和4年度は3種合計で468人となっています。

身体障害者手帳の交付者数は、減少傾向にあり、令和4年度は319人となっています。療育手帳の交付者数は令和4年度は65人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付者数は令和4年度では84人となっています。

#### ■各障害者手帳交付者数の推移



資料：住民福祉課(各年度末現在)

## (2) 各障害者手帳別の状況

身体障害者手帳交付者数の等級別では、1級が109人と最も多く、種類別では、肢体不自由が最も多く154人、次いで内部障害の115人となっています。

### ■身体障害者手帳交付者数(等級別)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
等級別	109	51	51	77	19	12	319

資料:住民福祉課(令和4年度末現在)

### ■身体障害者手帳交付者数(種類別)

	視覚障がい	聴覚・平衡障がい	音声・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
種類別	12	28	10	154	115	319

資料:住民福祉課(令和4年度末現在)

療育手帳交付者数の程度別では、AよりBが多く、47人となっています。

### ■療育手帳交付者数(程度別)

	A	B	合計
程度別	18	47	65

資料:住民福祉課(令和4年度末現在)

精神障害者保健福祉手帳交付者数の等級別では、2級が最も多く、35人となっています。

### ■精神障害者保健福祉手帳交付者数(等級別)

	1級	2級	3級	合計
程度別	21	35	28	84

資料:住民福祉課(令和4年度末現在)

## (2) 福祉サービス等の状況

### ①障害支援区分

令和4年度では区分5が57人と最も多く、次いで区分6が56人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	4人	4人	0人
区分2	34人	43人	33人
区分3	37人	29人	50人
区分4	51人	52人	44人
区分5	46人	51人	57人
区分6	58人	63人	56人

資料:住民福祉課(各年度末現在)

### ②自立支援医療費受給者数

自立支援医療費受給者数は令和4年度では精神通院医療が146人とほとんどとなっています。

#### ■自立支援医療費受給者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神通院医療	153人	140人	146人
更生医療	6人	9人	10人
育成医療	2人	0人	1人

資料:住民福祉課(各年度末現在)

### ③重度心身障害者医療費助成受給者数等

重度心身障害者医療費助成受給者数は、重度心身障がい者医療費受給者が最も多く、令和4年度では239人となっています。

#### ■重度心身障害者医療費助成受給者数等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉医療受給者数	239人	246人	240人
特定疾患見舞金受給者	94人	90人	94人
腎臓機能障害者通院交通費補助受給者	12人	7人	6人

資料:住民福祉課(各年度末現在)

## 第3章 障がい者計画の基本的な考え方

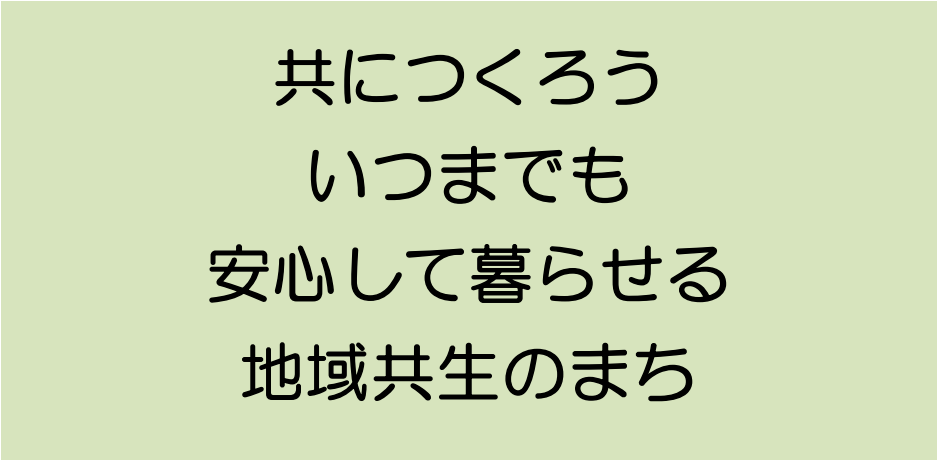
---

### 1 計画の基本理念

本町では、障がい者計画との整合性を図るため、基本理念を共有し、障がいのある方もない方も、住み慣れた地域で安心して、自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域共生のまちづくりを目指しています。

障がい者福祉計画全体の各施策・事業を地域で実施する際の基本理念を設定し、実現をめざして、各種障がい者支援施策を推進していきます。

#### ■障がい者福祉計画の基本理念



共につくろう  
いつまでも  
安心して暮らせる  
地域共生のまち

## 2 計画の基本目標

次の4つの基本目標を設定し、障がい者施策を推進していきます。

### 《基本目標1》 ノーマライゼーション・社会参加の推進

誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、障がい者への理解促進に努めるとともに、住民主体の地域活動やボランティア活動を活発化させます。また、地域での居場所づくりを支援するため、就労や余暇活動等を通じて、障がい者の社会参加を推進します。

### 《基本目標2》 地域生活を支える体制の推進

暮らしやすい地域を実現するため、地域生活を支える体制を推進します。相談支援体制や地域生活支援の各種サービスを充実させ、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、経済的支援を充実させます。また、障がいにつながる疾病の予防と、障がい者の医療的ケアの充足を図るため、保健・医療体制を充実させます。健康増進と精神保健及び特定疾患に関する施策を推進します。

### 《基本目標3》 個性に応じた療育・教育の充実

障がいのある児童が一人ひとりに沿った支援・指導を受けることができるよう、個性に応じた療育・教育環境を充実させます。障がいの早期発見と早期支援に努めるとともに、発達に応じた切れ目のない支援に取り組みます。

### 《基本目標4》 安全・安心なまちづくりの推進

安全に安心して地域で生活できるように、人にやさしいまちづくりを推進します。バリアフリー化による生活環境の整備に加え、防災・防犯体制を構築し、緊急時に備えます。



### 3 施策体系

基本目標	施策の方向	具体的な取組
1 ノーマライゼーション・社会参加の推進	(1) 障がいに対する理解を深める啓発の推進	①啓発・広報活動の充実
		②福祉教育の充実
		③交流活動の活発化
		④ボランティア活動の推進
	(2) 社会参加の促進	①就労支援の充実
		②福祉的就労の支援
		③日中活動・レクリエーション活動の推進
		④障がい者団体への支援
2 地域生活を支える体制の推進	(1) 相談支援・生活支援の体制づくりの推進	①相談支援体制の充実
		②多様な住まいの確保と居住環境の向上
		③在宅生活を支えるサービスの充実
		④各種福祉手当等の利用促進
	(2) 権利擁護支援の推進	①権利擁護に関する制度の利用促進
		②差別解消と虐待防止の取組
	(3) 情報アクセシビリティの向上	①障がい特性に応じた情報提供の充実
		②コミュニケーション支援の推進
	(4) 障がいの早期発見と健康づくりの支援	①健康管理等の支援
		②医療的ケアの推進
		③心の健康支援の推進
	3 個性に応じた療育・教育の充実	(1) 早期発見と早期支援の充実
②家庭教育の推進		
(2) 療育・教育の充実		①切れ目のない療育・教育体制
		②特別支援教育の推進
4 安全・安心なまちづくりの推進	(1) 生活環境の整備	①バリアフリー化の推進
		②交通利便性の向上
	(2) 防災・防犯体制の整備	①地域における見守り体制の構築
		②災害等、緊急時対策の充実

# 第2部 障がい福祉計画、障がい児福祉計画

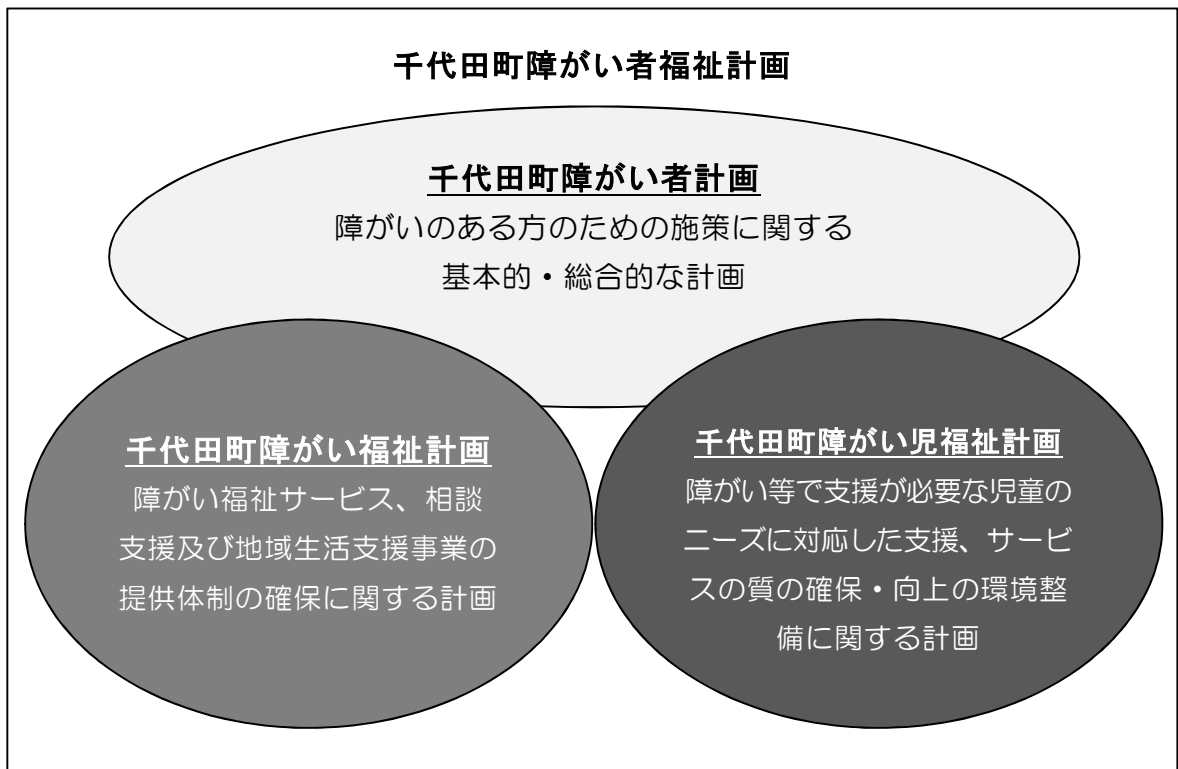
## 第1章 第7期障がい福祉計画

### 1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要と基本方針

#### (1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

3計画の関係は以下のとおりで、3計画を総称して「千代田町障がい者福祉計画」とします。

#### ■障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要



## (2) 基本方針

国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は以下のとおりで、これらを踏まえて障がい福祉サービス等を推進します。

### 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

#### 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。  
※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や職制改正・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

#### 2. 本指針の構成

<p><b>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 基本的理念</li> <li>二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方</li> <li>三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</li> <li>四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</li> </ul> <p><b>第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 福祉施設の入所者の地域生活への移行</li> <li>二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>三 地域生活支援の充実</li> <li>四 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>五 障害児支援の提供体制の整備等</li> <li>六 相談支援体制の充実・強化等</li> <li>七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</li> </ul>	<p><b>第三 計画の作成に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 計画の作成に関する基本的事項</li> <li>二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項</li> <li>三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項</li> <li>四 その他</li> </ul> <p><b>第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 障害者等に対する虐待の防止</li> <li>二 意思決定支援の促進</li> <li>三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進</li> <li>四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進</li> <li>五 障害を理由とする差別の解消の推進</li> <li>六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実</li> </ul>
--	--

### 基本指針見直しの主な事項

- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 5 発達障害者等支援の一層の充実
- 6 地域における相談支援体制の充実強化
- 7 障害者等に対する虐待の防止
- 8 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 9 障害福祉サービスの質の確保
- 10 障害福祉人材の確保・定着
- 11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 12 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- 14 その他：地方分権提案に対する対応

## 2 第6期障がい福祉計画の成果目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	計画値	実績値
【目標①】地域生活移行者数	1人	0人
【目標②】施設入所者数の削減	1人	0人

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	計画値	実績値
【活動指標①】市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	0回
【活動指標②】精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	0人
【活動指標③】精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人
【活動指標④】精神障害者の共同生活援助の利用者数	17人	12人
【活動指標⑤】精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	計画値	実績値
【目標】地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討		
【活動指標①】設置箇所数	1箇所	1箇所
【活動指標②】検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	6回	1回

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	計画値	実績値
【目標①】令和5年度の一般就労移行者数	1人	0人
【目標①-2】令和5年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	1人	0人
【目標①-3】令和5年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人	0人
【目標①-4】令和5年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人	0人
【目標②】就労定着支援事業の利用者数	1人	0人
【目標③】就労定着支援事業の就労定着率	1割	0割

### (5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	計画値	実績値
【目標】総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保		
【活動指標①】総合的・専門的な相談支援	有	有
【活動指標②】地域の相談支援体制の強化①	1件	0件
【活動指標③】地域の相談支援体制の強化②	1件	0件
【活動指標④】地域の相談支援体制の強化③	1回	2回

### (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	計画値	実績値
【目標】障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築		
【活動指標①】障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人
【活動指標②】障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有
	1回	1回
【活動指標③】指導監査結果の関係市町村との共有	有	有
	1回	0回

### 3 第7期障がい福祉計画の成果目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	計画値
【実績】令和4年度末時点の施設入所者数	19人
【目標①】地域生活移行者数	2人
令和8年度末における施設入所者数	20人
【目標②】施設入所者数の削減	-1人

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	計画値
【活動指標①】保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回
【活動指標②】保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7人
【活動指標③】保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回
【活動指標④】精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人
【活動指標⑤】精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人
【活動指標⑥】精神障害者の共同生活援助の利用者数	12人
【活動指標⑦】精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人
【活動指標⑧】精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	0人

#### (3) 地域生活支援の充実

項目	計画値	
【目標①】地域生活支援拠点等の設置	1箇所	
設置の形態	うち市町村単独	0箇所
	うち圏域で整備	1箇所
【目標②】コーディネーターの配置人数	4人	
【目標③】検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	6回	
【目標④】強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	有	

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	計画値
【目標①-1】令和8年度の一般就労移行者数	1人
【目標①-2】令和8年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	1人
【目標①-3】令和8年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人
【目標①-4】令和8年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人
【目標②】令和8年度の就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	1割
【目標③】就労定着支援事業の利用者数	1人
【目標④】就労定着支援事業の就労定着率	1割

#### (5) 相談支援体制の充実・強化等

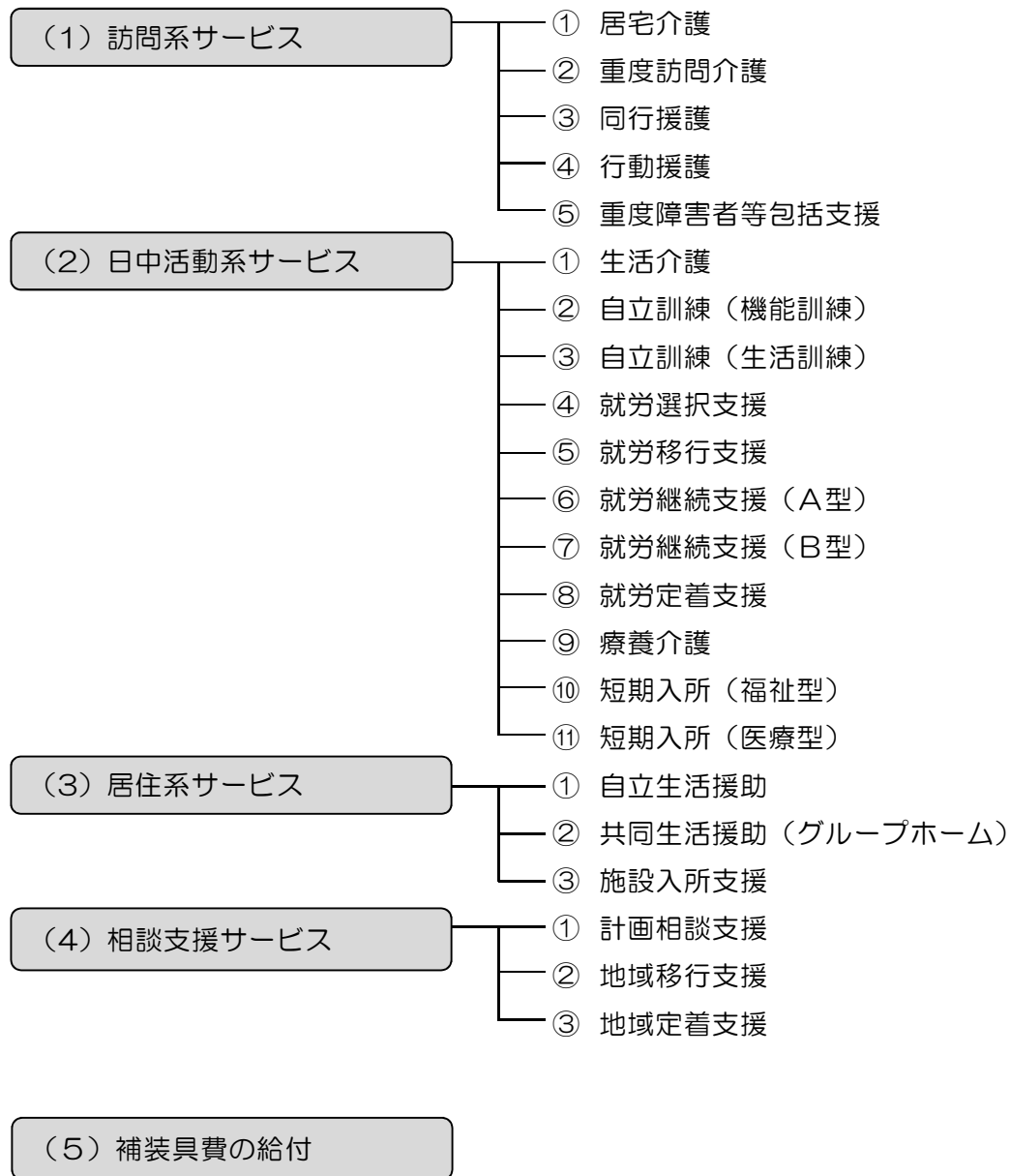
項目	計画値	
【目標】総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置	有	
設置の形態	うち市町村単独	無
	うち圏域で整備	有
【活動指標①】基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6件	
【活動指標②】基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	6件	
【活動指標③】基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	
【活動指標④】基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回	
【活動指標⑤】基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1回	
【活動指標⑥】協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保	有	

#### (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	計画値
【活動指標①】都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1人
【活動指標②】障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	
体制の有無	有
実施回数	2回
都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制	
体制の有無	有
共有回数	1回

## 4 自立支援給付サービスの推進

### ■障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系





## (1) 訪問系サービス

サービス種別	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事等の介護を行います。障がいのある方の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。町内の2事業所が主に利用されており、利用者数は増加傾向であることから、引き続き提供体制の確保に努めます。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方を対象に、必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

### ●第6期計画期間の計画値と実績値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間/月	計画値	99	108	108
	実績値	260	501	441
実人/月	計画値	11	12	12
	実績値	19	17	16

### ●第7期計画期間の計画値

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	219	247	274
	実人/月	16	18	20
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	実人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	0	0	0
	実人/月	0	0	0
行動援護	時間/月	13	13	13
	実人/月	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	実人/月	0	0	0

## (2) 日中活動系サービス

サービス種別	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(18か月)】 利用希望に応じて、案内や事業所との連携を図り、利用を支援します。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(24か月)】 【長期入院・入所(36か月)】生活訓練対象者のうち、高等特別支援学校等を出た利用者が一人で生活できるよう訓練を行う宿泊型の自立訓練については利用希望に対して適切な利用を促進します。 利用希望に応じて、案内や事業所との連携を図り、利用を支援します。
就労選択支援	障がいのある方本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(24か月)】 利用希望に応じて、案内や事業所との連携を図り、利用を支援します。
就労継続支援(A型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。なお、労働基準法等関係法規を遵守する必要があります。利用希望に応じて、案内や事業所との連携を図り、利用を支援します。
就労継続支援(B型)	雇用契約を締結することなく、就労の機会や生産活動の機会を提供します。 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して就業した方を対象に、就労を継続するために、事業所や家族との相談や連絡調整などの支援を行います。利用希望に応じて、案内や事業所との連携を図り、利用を支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。 重度心身障がい者が今後も継続して利用できるように推進します。
短期入所(福祉型)	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。 緊急入所や入所までのつなぎでの利用、緊急の場合の体験的な利用等での短期入所の利用など、それぞれの利用者にあった支援に努めます。
短期入所(医療型)	医療ニーズが高い方を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

●第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	延人日／月	計画値	565	586	586
		実績値	669	649	628
	実人／月	計画値	27	28	28
		実績値	32	31	30
自立支援 (機能訓練)	延人日／月	計画値	16	16	0
		実績値	0	0	0
	実人／月	計画値	1	1	0
		実績値	0	0	0
自立支援 (生活訓練)	延人日／月	計画値	0	0	0
		実績値	21	0	0
	実人／月	計画値	0	0	0
		実績値	1	0	0
就労移行支援	延人日／月	計画値	22	11	0
		実績値	0	66	76
	実人／月	計画値	2	1	0
		実績値	0	3	4
就労継続支援 (A型)	延人日／月	計画値	42	42	42
		実績値	63	84	84
	実人／月	計画値	2	2	2
		実績値	3	4	4
就労継続支援 (B型)	延人日／月	計画値	396	413	429
		実績値	479	578	578
	実人／月	計画値	24	25	26
		実績値	29	35	35
就労定着支援	実人／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
療養介護	実人／月	計画値	4	4	4
		実績値	4	4	4
短期入所 (福祉型)	延人日／月	計画値	50	50	50
		実績値	0	0	0
	実人／月	計画値	3	3	3
		実績値	0	0	0
短期入所 (医療型)	延人日／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	実人／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

●第7期計画期間の計画値

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	延人日／月	627	648	669
	実人／月	30	31	32
自立支援 (機能訓練)	延人日／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
自立支援 (生活訓練)	延人日／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
就労選択支援	実人／月	-	6	6
就労移行支援	延人日／月	53	80	80
	実人／月	4	6	6
就労継続支援 (A型)	延人日／月	101	121	141
	実人／月	5	6	7
就労継続支援 (B型)	延人日／月	630	688	745
	実人／月	33	36	39
就労定着支援	実人／月	0	0	0
療養介護	実人／月	4	4	4
短期入所 (福祉型)	延人日／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
短期入所 (医療型)	延人日／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0

### (3) 居住系サービス

サービス種別	実施内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。

#### ● 第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	16	16	16
	実績値	24	27	29
施設入所支援	計画値	16	15	15
	実績値	17	19	19

#### ● 第7期計画期間の計画値

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人/月	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	実人/月	22	22	24
施設入所支援	実人/月	22	22	20

#### (4) 相談支援サービス

サービス種別	実施内容
計画相談支援 (サービス等利用 計画書作成)	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画書を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設や病院から地域移行する方を対象に、住居の確保や地域に移行するためのそのほかの活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した方等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援を行います。

##### ● 第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画値	8	9	9
	実績値	86	93	96
地域移行支援	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
地域定着支援	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

##### ● 第7期計画期間の計画値

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	38	40	42
地域移行支援	人/月	0	0	2
地域定着支援	人/月	0	0	2

## 5 地域生活支援事業の推進

### (1) 必須事業

事業	内容と方針
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を行う事業です。住民への理解を深めるための啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援する事業です。障がいのある人や家族、地域住民による地域の見守り活動やボランティア活動等に対する支援を行います。
相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止等権利擁護のための援助を行う事業です。相談窓口等の周知により利用を促進し、障害のある方の自立した生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する事業です。事業の周知に努め、支援を必要とする方の利用を促進します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障が生じる方に対して、手話通訳者や要約筆記者等の派遣により、意思疎通の円滑化を図る事業です。支援を必要とする方に利用を促進するため、事業の周知に努めます。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がいのある方に特殊寝台や特殊マット、排泄管理用具等を給付又は貸与する事業です。事業の対象者に適切な給付を実施するとともに、広報等を通じて周知に努めます。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、広報活動などの支援者としての手話奉仕員の養成研修を行う事業です。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行う事業です。支援を必要とする方の利用を促進するため、利用しやすい体制の整備事業の周知に努めます。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障がいのある方等の地域生活支援の促進を図る事業です。支援を必要とする方の利用を促進するために、需要等に応じた事業所の確保とともに、広報等を通じて周知に努めます。

①理解促進研修・啓発事業

●第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無

●第7期計画期間の計画値

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無

②自発的活動支援事業

●第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無

●第7期計画期間の計画値

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無

③相談支援事業

●第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無
基幹相談支援センター	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無
住宅入居等支援事業	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無

●第7期計画期間の計画値

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害者相談支援事業	実施箇所数	無	無	無
基幹相談支援センター	設置有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無



④成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

●第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	計画値	2	2	2
	実績値	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無

●第7期計画期間の計画値

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	年間実利用者数	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

⑤意思疎通支援事業

●第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画値	15	15	15
	実績値	4	4	4
手話通訳者設置事業	計画値	無	無	無
	実績値	無	無	無

●第7期計画期間の計画値

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	5	5	5
手話通訳者設置事業	実設置者数	無	無	無

## ⑥日常生活用具給付等事業

### ●第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	計画値	5	5	5
	実績値	0	1	0
自立生活支援用具	計画値	0	0	0
	実績値	0	1	0
在宅療養等支援用具	計画値	0	0	0
	実績値	0	2	0
情報・意思疎通支援用具	計画値	2	2	2
	実績値	2	3	1
排泄管理支援用具	計画値	75	78	80
	実績値	71	65	27
居宅生活動作補助用具	計画値	0	0	0
	実績値	0	1	0

### ●第7期計画期間の計画値

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	年間給付等件数	1	1	1
自立生活支援用具	年間給付等件数	1	1	1
在宅療養等支援用具	年間給付等件数	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	年間給付等件数	3	3	3
排泄管理支援用具	年間給付等件数	50	50	50
居宅生活動作補助用具	年間給付等件数	1	1	1

## ⑦手話奉仕員養成研修事業

### ●第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	計画値	25	25	25
	実績値	コロナで中止	基礎1 入門5	基礎5 入門9

### ●第7期計画期間の計画値

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	15	17	20

### ⑧移動支援事業

#### ●第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数／月	計画値	6	6	6
	実績値	2	2	4
延利用時間数／月	計画値	300	300	300
	実績値	38	36	29

#### ●第7期計画期間の計画値

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数／月	5	5	5
延利用時間数／月	65	65	65

### ⑨地域活動支援センター機能強化事業

#### ●第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
実利用者数／月	計画値	5	5	5
	実績値	3	3	2

#### ●第7期計画期間の計画値

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1	1	1
実利用者数／月	4	4	4

## 第2章 第3期障がい児福祉計画

### 1 第2期障がい児福祉計画の成果目標

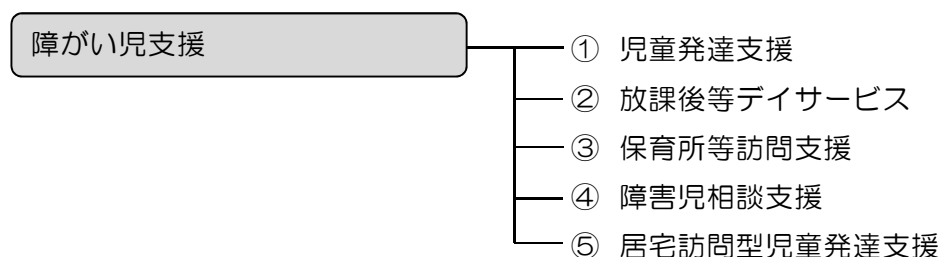
項目		計画値	実績値
【目標①】 児童発達支援センターの設置		1 箇所	0 箇所
形態 設置の	うち市町村単独	0 箇所	0 箇所
	うち圏域で整備	1 箇所	0 箇所
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施		1 箇所	0 箇所
形態 設置の	うち市町村単独	0 箇所	0 箇所
	うち圏域で整備	1 箇所	0 箇所
【目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保		1 箇所	0 箇所
形態 設置の	うち市町村単独	0 箇所	0 箇所
	うち圏域で整備	1 箇所	0 箇所
【目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		1 箇所	0 箇所
形態 設置の	うち市町村単独	0 箇所	0 箇所
	うち圏域で整備	1 箇所	0 箇所
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1 箇所	0 箇所
形態 設置の	うち市町村単独	0 箇所	0 箇所
	うち圏域で整備	1 箇所	0 箇所
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		1 人	0 人
【活動指標①】ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		0 人	0 人
【活動指標②】ペアレントメンターの人数		0 人	0 人
【活動指標③】ピアサポートの活動への参加人数		0 人	0 人

## 2 第3期障がい児福祉計画の成果目標

項目		計画値
【目標①】 児童発達支援センターの設置		1 箇所
設置の 形態	うち市町村単独	0 箇所
	うち圏域で整備	1 箇所
【目標②】 障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築		有
【目標③－1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保		1 箇所
設置の 形態	うち市町村単独	0 箇所
	うち圏域で整備	1 箇所
【目標③－2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		1 か所
設置の 形態	うち市町村単独	0 か所
	うち圏域で整備	1 か所
【目標④－1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1 か所
設置の 形態	うち市町村単独	0 か所
	うち圏域で整備	1 か所
【目標④－2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		1 人
【活動指標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		0 人
【活動指標②】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数		0 人
【活動指標③】 ペアレントメンターの人数		0 人
【活動指標④】 ピアサポートの活動への参加人数		0 人

## 2 障がい児福祉サービスの推進

### ■障がい児福祉サービスの体系



### (1) 障がい支援事業

サービス種別	実施内容
児童発達支援	<p>集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。</p> <p>邑楽町のていだのふあの利用者が多く、提供体制を確保しながら利用を促進します。</p>
放課後等デイサービス	<p>就学している障がいのある児童生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。</p> <p>平成31年から障がい者施設のハートフルふきあげが開所し、今後も利便性の面から利用者は増加すると考えられることから、提供体制を確保しながら利用を促進します。</p>
保育所等訪問支援	<p>保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。</p>
障害児相談支援	<p>障がいのある児童について、障がい児福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。</p> <p>関係機関との連携や専門的な指導者による研修を行い、指導の手立てを明らかにし、支援計画がより充実したものとなるよう努めていきます。また、こども園内でのケース会議や小学校との情報交換の充実を図り、こども園から小学校への継続的な支援に努めます。</p> <p>こども園・小学校連携推進部会を組織し、こども園と小学校の情報交換、保育参観、授業参観を実施。個別の指導計画、支援計画の引き継ぎを実施します。</p>
居宅訪問型児童発達支援	<p>重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。</p>

●第6期計画期間の計画値と実績値

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	時間/月	計画値	0	0
		実績値	81	157
	実人/月	計画値	0	0
		実績値	5	8
医療型児童発達支援	時間/月	計画値	0	0
		実績値	0	0
	実人/月	計画値	0	0
		実績値	0	0
放課後等デイサービス	時間/月	計画値	140	126
		実績値	140	242
	実人/月	計画値	10	9
		実績値	10	11
保育所等訪問支援	時間/月	計画値	0	0
		実績値	0	0
	実人/月	計画値	0	0
		実績値	0	0
居宅訪問型児童発達支援	時間/月	計画値	0	0
		実績値	0	0
	実人/月	計画値	0	0
		実績値	0	0
障害児相談支援	実人/月	計画値	10	9
		実績値	15	19
医療的ケア児コーディネーター	人	計画値	1	1
		実績値	0	0

●第7期計画期間の計画値

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	時間/月	103	116	129
	実人/月	8	9	10
放課後等デイサービス	延人日/月	200	231	262
	実人/月	13	15	17
保育所等訪問支援	延人日/月	0	0	0
	実人/月	0	1	2
居宅訪問型児童発達支援	延人日/月	0	0	0
	実人/月	0	0	0
福祉型児童入所支援	実人/月	0	0	1
医療型児童入所支援	実人/月	0	0	0
障害児相談支援	実人/月	8	9	11
医療的ケア児コーディネーターの配置人数	人	1	1	1

# 資料編

作成中



